

香川県条例第58号

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数があると</p>	<p>(給料月額等の特例)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等</p>

きは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。)第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

- (1) 行政職給料表の職務の級7級以上9級以下の職員 100分の4.7
- (2) 行政職給料表の職務の級5級又は6級の職員 100分の4.8
- (3) 公安職給料表の職務の級8級又は9級の職員 100分の4.7
- (4) 公安職給料表の職務の級7級の職員 100分の4.8
- (5) 研究職給料表の職務の級5級の職員 100分の4.7
- (6) 医療職給料表(一)の職務の級4級の職員 100分の5
- (7) 医療職給料表(二)の職務の級7級又は8級の職員 100分の4.7
- (8) 医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の4.8
- (9) 医療職給料表(三)の職務の級7級の職員 100分の4.7
- (10) 医療職給料表(三)の職務の級6級の職員 100分の4.8
- (11) 大学教育職給料表の職務の級4級の職員 100分の4.7
- (12) 高等学校等教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の4.7
- (13) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員(32号給以下の職員を除く。) 100分の4.8
- (14) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の32号給以下の職員 100分の5
- (15) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の4.7

4 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に

に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。)第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に

定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

- (1) 行政職給料表の職務の級2級の職員（24号給以下の職員を除く。）、3級の職員（8号給以下の職員を除く。）又は4級若しくは5級の職員100分の2.8（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の3.8）
- (2) 行政職給料表の職務の級2級の24号給以下又は3級の8号給以下の職員100分の3
- (3) 行政職給料表の職務の級1級の職員（56号給以下の職員を除く。）100分の0.8
- (4) 行政職給料表の職務の級1級の56号給以下の職員100分の1
- (5) 公安職給料表の職務の級8級の職員100分の3.7
- (6) 公安職給料表の職務の級7級の職員100分の3.8
- (7) 公安職給料表の職務の級2級の職員（44号給以下の職員を除く。）、3級の職員（32号給以下の職員を除く。）、4級の職員（16号給以下の職員を除く。）又は5級若しくは6級の職員100分の2.8（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の3.8）
- (8) 公安職給料表の職務の級2級の33号給以上44号給以下、3級の32号給以下又は4級の16号給以下の職員100分の3
- (9) 公安職給料表の職務の級1級の41号給以上52号給以下又は2級の32号給以下の職員100分の2
- (10) 公安職給料表の職務の級1級の職員（52号給以下の職員を除く。）100分の1.8
- (11) 略
- (12) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員100分の3.7
- (13) 研究職給料表の職務の級2級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は3級の職員100分の2.8（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員

定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

- (1) 行政職給料表の職務の級2级以上5級以下の職員100分の3（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の4）
- (2) 行政職給料表の職務の級1級の職員100分の1
- (3) 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員100分の4
- (4) 公安職給料表の職務の級2級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は3级以上6級以下の職員100分の3（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の4）
- (5) 公安職給料表の職務の級1級の職員（40号給以下の職員を除く。）又は2級の32号給以下の職員100分の2
- (6) 略
- (7) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員100分の4
- (8) 研究職給料表の職務の級2級の職員（22号給以下の職員を除く。）又は3級の職員100分の3（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員に

にあつては、100分の3.8)

(14) 研究職給料表の職務の級2級の23号給以上32号給以下の職員 100分の3

(15) 略

(16) 研究職給料表の職務の級1級の56号給以下又は2級の20号給以下の職員 100分の1

(17) 研究職給料表の職務の級1級の職員(56号給以下の職員を除く。) 100分の0.8

(18)～(20) 略

(21) 医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の3.8

(22) 医療職給料表(二)の職務の級3級の職員(16号給以下の職員を除く。) 4級の職員(4号給以下の職員を除く。) 又は5級の職員 100分の2.8 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあつては、100分の3.8)

(23) 医療職給料表(二)の職務の級3級の16号給以下又は4級の4号給以下の職員 100分の3

(24) 医療職給料表(二)の職務の級1級の職員(52号給以下の職員を除く。) 又は2級の職員(32号給以下の職員を除く。) 100分の0.8

(25) 医療職給料表(二)の職務の級1級の52号給以下又は2級の32号給以下の職員 100分の1

(26) 医療職給料表(三)の職務の級3級の職員(16号給以下の職員を除く。) 4級の職員(4号給以下の職員を除く。) 又は5級の職員 100分の2.8 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあつては、100分の3.8)

(27) 医療職給料表(三)の職務の級3級の16号給以下又は4級の4号給以下の職員 100分の3

(28) 医療職給料表(三)の職務の級1級の56号給以下又は2級の40号給以下の職員 100分の1

(29) 医療職給料表(三)の職務の級1級の職員(56号給以下の職員を除く。) 又は2級の職員(40号給以下の職員を除く。) 100分の0.8

(30) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の3.7

あつては、100分の4)

(9) 略

(10) 研究職給料表の職務の級1級又は2級の20号給以下の職員 100分の1

(11)～(13) 略

(14) 医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の4

(15) 医療職給料表(二)の職務の級3级以上5級以下の職員 100分の3 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあつては、100分の4)

(16) 医療職給料表(二)の職務の級1級又は2級の職員 100分の1

(17) 医療職給料表(三)の職務の級3级以上5級以下の職員 100分の3 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあつては、100分の4)

(18) 医療職給料表(三)の職務の級1級又は2級の職員 100分の1

(19) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の4

- (31) 大学教育職給料表の職務の級 1 級の職員 (32号給以下の職員を除く。)
又は 2 級の職員 (12号給以下の職員を除く。) 100分の 2.8
- (32) 大学教育職給料表の職務の級 1 級の 21号給以上 32号給以下又は 2 級
の 12号給以下の職員 100分の 3
- (33) 略
- (34) 高等学校等教育職給料表の職務の級 3 級の職員 100分の 3.7
- (35) 高等学校等教育職給料表の職務の級 2 級の職員 (32号給以下の職員
を除く。) 又は特 2 級の職員 (4号給以下の職員を除く。) 100分の
2.8
- (36) 高等学校等教育職給料表の職務の級 2 級の 22号給以上 32号給以下又
は特 2 級の 4号給以下の職員 100分の 3
- (37) 高等学校等教育職給料表の職務の級 2 級の 20号給又は 21号給の職員
100分の 2
- (38) 高等学校等教育職給料表の職務の級 1 級の 52号給以下又は 2 級の 19
号給以下の職員 100分の 1
- (39) 高等学校等教育職給料表の職務の級 1 級の 69号給以上の職員 (寄宿
舎指導員及び実習助手に限る。) 100分の 1.8
- (40) 高等学校等教育職給料表の職務の級 1 級の職員 (前号に掲げる職員
及び 52号給以下の職員を除く。) 100分の 0.8
- (41) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 3 級又は 4 級の職員
100分の 3.7
- (42) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 2 級の職員 (44号給以下
の職員を除く。) 又は特 2 級の職員 (4号給以下の職員を除く。)
100分の 2.8
- (43) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 2 級の 34号給以上 44号給
以下又は特 2 級の 4号給以下の職員 100分の 3
- (44) 略
- (45) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 1 級の 52号給以下又は 2
級の 31号給以下の職員 100分の 1
- (46) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 1 級の職員 (52号給以下
の職員を除く。) 100分の 0.8
- 5 差額給料の支給を受ける職員に対する前 2 項の規定の適用については、
次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

- (20) 大学教育職給料表の職務の級 1 級の職員 (20号給以下の職員を除く。)
又は 2 級の職員 100分の 3
- (21) 略
- (22) 高等学校等教育職給料表の職務の級 3 級の職員 100分の 4
- (23) 高等学校等教育職給料表の職務の級 2 級の職員 (21号給以下の職員
を除く。) 又は特 2 級の職員 100分の 3
- (24) 高等学校等教育職給料表の職務の級 1 級の 69号給以上の職員 (寄宿
舎指導員及び実習助手に限る。) 又は 2 級の 20号給若しくは 21号給の職
員 100分の 2
- (25) 高等学校等教育職給料表の職務の級 1 級の職員 (前号に掲げる職員
を除く。) 又は 2 級の 19号給以下の職員 100分の 1
- (26) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 3 級又は 4 級の職員
100分の 4
- (27) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 2 級の職員 (33号給以下
の職員を除く。) 又は特 2 級の職員 100分の 3
- (28) 略
- (29) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級 1 級の職員又は 2 級の 31
号給以下の職員 100分の 1

右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項第1号、第3号、第5号、 第7号、第9号、第11号、第12号 及び第15号	100分の4.7	100分の4.75
第3項第2号、第4号、第8号、 第10号及び第13号	100分の4.8	100分の4.75
第4項第1号、第7号、第13号、 第22号、第26号、第31号、第35号 及び第42号	100分の2.8	100分の2.75
第4項第1号、第6号、第7号、 第13号、第21号、第22号及び第26 号	100分の3.8	100分の3.75
第4項第3号、第17号、第24号、 第29号、第40号及び第46号	100分の0.8	100分の0.75
第4項第5号、第12号、第30号、 第34号及び第41号	100分の3.7	100分の3.75
第4項第10号及び第39号	100分の1.8	100分の1.75

- 6 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条、第4項第30号及び平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第3項第12号から第15号までに掲げる職員の区分に応じて同項第12号から第15号までに定める割合(同条第5項の規定により読み替えることとされている場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第3項第12号から第15号までに定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、こ

- 5 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条、前項第19号及び平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

れを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

2 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第4項第34号から第46号までに掲げる職員の区分に応じて同項第34号から第46号までに定める割合(同条第5項の規定により読み替えることとされている場合においては、同項の規定により読み替えられた同条第4項第34号から第46号までに定める割合)(規則で定める職員にあつては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

2 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第4項第22号から第29号までに掲げる職員の区分に応じて同項第22号から第29号までに定める割合(規則で定める職員にあつては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。